

第12回特別弔慰金 必要書類早見表

今回の請求者が前回の第11回特別弔慰金を受給した方（以下「前回受給者」と表記しています）であるか等、対象の方によって必要書類が異なります。

前回受給者・前回受給者と同順位者・前回受給者が先順位者の場合

（遺族のうち誰かが第11回特別弔慰金の裁定を受けている場合）

提出書類	前回受給者		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と同順位者	前回受給者が先順位者
請求書	○	○	○	○
現況申立書	○	○	○	○
令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を称する戸籍			○	○
先順位者がいないことを証する戸籍				○
戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍		○ <small>（前回の特弔基準日から）</small>		△
特別弔慰金執権事由非該当申立書（配偶者用）		○		

※○は必須、△は請求者の順位によって必要となります。

※第12回特別弔慰金の請求より、氏名等届出書（印鑑等届出書）が不要となりました。

初めて特別弔慰金を請求する第1順位（転給遺族でない）の場合（弔慰金受給権者とみなされるものを含む）

（過去に同一戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合）

提出書類	配偶者以外	配偶者
請求書	○	○
現況申立書	○	○
令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○
戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を称する戸籍	○	○
年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍 （※1）	○	○
戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍		○
特別弔慰金執権事由非該当申立書（配偶者用）		○

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者より前の場合、提出不要です。

初めて特別弔慰金を請求する転給遺族の場合（弔慰金受給権者とみなされるものを含む）

（過去に同一戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合）

提出書類	第2順位	第3～6順位	第7～12順位
請求書	○	○	○
現況申立書	○	○	○
令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○
先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○
年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍 （※1）	○	○	○
戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍		○	

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者より前の場合、提出不要です。

注意：上記書類以外にも必要に応じて提出いただく書類があります。

◆手続きには本人確認書類が必要です◆

本人確認書類とは…

- ①官公庁から発行された顔写真入りの本人確認書類 1点
（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスワード、身体障害者手帳など）
- ②官公庁から発行された顔写真がない本人確認書類（①がない場合2点必要）
（健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、恩給証書など）
※氏名のほかに、生年月日または住所が入ったもの
- ③氏名のほかに生年月日、住所または顔写真が入った書類（①がない場合、②1点と③1点）
（預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証など）